自治が変わる・自治を変える

ＳＡＩＴＡＭＡ　自治研通信

【発行】公益財団法人埼玉県地方自治研究センター【住所】埼玉県さいたま市浦和区高砂 4-3-5 県労評会館
【TEL】０４８－８１６-８８６６　【FAX】０４８-８３６-１１１３
【ＨＰ】http://www.saitama-jichi.jp/　【Ｅメール】info@saitama-jichi.jp

人口減少と経済・財政　衆議院議員選挙でも「国難？」

人口減少に対応するということで「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を各自治体が作成しました。今回埼玉県の人口動態を改めて確認してみました。埼玉県全体では 2010 年に 692 万 7 千人が、2014 年に 722 万 3 千人、2017 年 4 月に 729 万 4 千人と伸び率は小さくなっているものの増加を続けています。（次ページの表参照）

図３１　地域別人口増減率（2005→2010 年）

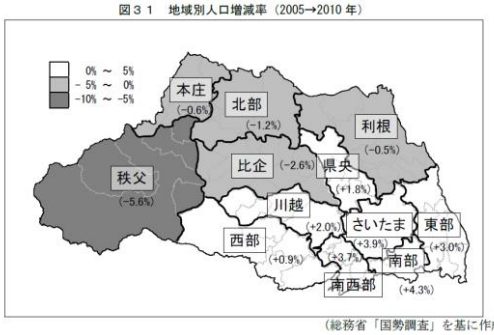

（総務省「国勢調査」を基に作成）

東京都区部に近い地域では人口が増加しており、2010 年（平成 22 年）と 2005 年（平成 17 年）との比較では、南部、南西部、東部、さいたまの東京都区部近接地域の中心となる 4 地域に加え、県央、川越、西部地域で人口が増加している。鉄道網など東京都区部にアクセスが良い地域を中心に人口が増加している。

一方、東京都区部から離れている地域では人口が減少しており、比企地域で 2.6%、秩父地域では 5.6%の減少率となっている。埼玉県では人口が未だ増加している地域と減少している地域があることや、現在は人口増でも早晩ピークを迎え人口減少社会に転じる地域があることに留意する必要がある。〈平成 28 年 3 月発行の「埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略　平成２７～３１年度」の記載〉

現状もこの傾向に大きな変更はないと考えられます。2014 年と比較して人口増となったのは**東松山市、深谷市**を除けばそれまでも増加傾向にあった市となっています。逆にこれまで増加傾向だったが減少に転じたのが、**所沢市、入間市、和光市、鶴ヶ島市、日高市**となっています。

少子化が経済を冷えさせる

「埼玉県まち･ひと･しごと創生総合戦略　平成２７～３１年度」では、県内の人口について「高齢化の状況」「自然増減の状況」「社会増減の状況」を検討している。細かい記載は埼玉県ホームページから「戦略」を読んでもらいたいが、おおむね読者が予想する通り、「高齢化は進行し」「自然減が進んでいる」「秩父や比企地域を除けばまだ社会増は続いている」ということが言えます。

右は今年５月５日（子供の日）の毎日新聞の記事ですが全国的には、既に 36 年も 14 歳以下の子供の数は減少し続けています。

2017.5.5 毎日

子ども36年連続減

14歳以下1571万人

「こどもの日」を前に総務省が4日まとめた人口推計（4月1日時点）によると、外国人を含む14歳以下の子どもの数は前年より17万人少ない1571万人で、36年連続の減少となった。

総人口に占める割合は12・4%で43年連続の低下。比較可能な統計がある1950年以降、人数、割合とも過去最低を更新し、少子化が加速している状況が浮かんだ。ピークだった54年の2989万人の半減に近い。

内訳は男子が805万人、女子が767万人。3歳ごとに区切った年齢層別では、低年齢ほど人数が少なく、12～14歳は335万人で0～2歳は294万人だった。都道府県別（2016年10月1日時点）の数を1000人単位で比較すると、増えたのは東京のみ。沖縄は横ばいで、他の45道府県は減少。人口に占める割合は沖縄が17・2%で最も高く、秋田の10・3%が最低だった。総務省の担当者は「出生数は東京では微増だったが、全国的には減少傾向となっているためとみている。

子どもの数は、54年をピークに減少、第2次ベビーブームの71～74年ごろにいったん増加したが、82年から一貫して減り続けている。97年には14歳以下の割合が、65歳以上の割合を初めて下回った。

	市町村名		面積	2017/4/1人口		2014/1/1人口		2000/1/1人口
1	さいたま市	政令市	217.49	1,280,576	↑	1,245,196	↑	1,127,584
2	川越市	中核市	109.16	352,724	↑	348,978	↑	329,934
3	熊谷市	特例市	159.88	197,059	↓	199,898	↓	207,703
4	川口市	特例市	61.97	582,371	↑	566,802	↑	513,032
5	行田市		67.37	80,858	↓	83,559	↓	90,413
6	秩父市		577.69	62,295	↓	64,687	↓	68,482
7	所沢市	特例市	71.99	341,100	↓	342,208	↑	328,768
8	飯能市		193.18	80,359	↓	81,858	↓	85,638
9	加須市		133.47	111,598	↓	113,184	↓	118,044
10	本庄市		89.71	77,651	↓	80,114	↓	82,530
11	東松山市		65.33	91,913	↑	89,941	↓	93,464
12	春日部市	特例市	65.98	231,825	↓	235,285	↓	242,166
13	狭山市		49.04	151,274	↓	153,010	↓	161,963
14	羽生市		58.55	54,495	↓	55,268	↓	57,663
15	鴻巣市		67.49	117,890	↓	118,444	↓	119,887
16	深谷市		138.41	143,058	↑	142,788	↓	146,391
17	上尾市		45.55	225,266	↑	225,064	↑	212,964
18	草加市	特例市	27.42	248,691	↑	245,012	↑	226,726
19	越谷市	特例市	60.31	341,057	↑	330,537	↑	308,127
20	蕨市		5.10	73,179	↑	71,376	↓	71,490
21	戸田市		18.17	139,187	↑	129,344	↑	107,284
22	入間市		44.74	147,611	↓	149,155	↑	147,051
23	朝霞市		18.38	138,053	↑	131,869	↑	118,756
24	志木市		9.06	74,445	↑	71,422	↑	64,956
25	和光市		11.04	81,284	↓	81,741	↑	67,840
26	新座市		22.80	163,573	↑	161,540	↑	150,119
27	桶川市		25.26	74,214	↑	74,042	↑	73,961
28	久喜市		82.40	151,903	↓	152,608	↓	153,903
29	北本市		19.84	66,590	↓	67,634	↓	69,577
30	八潮市		18.03	88,342	↑	85,274	↑	75,478
31	富士見市		19.70	108,924	↑	108,004	↑	102,288
32	三郷市		30.21	138,593	↑	134,309	↑	132,205
33	蓮田市		27.27	62,110	↓	62,508	↓	64,919
34	坂戸市		40.97	101,755	↑	101,523	↑	98,705
35	幸手市		33.95	52,010	↓	53,145	↓	57,176
36	鶴ヶ島市		17.73	70,117	↓	70,327	↑	67,725
37	日高市		47.48	56,001	↓	57,110	↑	54,289
38	吉川市		31.62	70,645	↑	67,587	↑	56,893
39	ふじみ野市		14.67	111,800	↑	108,777	↑	99,997
40	白岡市		24.88	51,978	↑	50,912	↑	46,930
41	伊奈町		14.80	44,611	↑	43,785	↑	31,636
42	三芳町		15.30	38,588	↑	38,404	↑	35,664
43	毛呂山町		34.03	36,728	↓	38,067	↓	39,436
44	越生町		40.44	11,444	↓	12,075	↓	13,823
45	滑川町		29.71	18,644	↑	17,924	↑	12,999
46	嵐山町		29.85	18,129	↓	18,360	↓	19,953
47	小川町		60.45	30,389	↓	31,745	↓	37,750
48	川島町		41.72	20,353	↓	21,291	↓	23,288
49	吉見町		38.63	19,162	↓	20,179	↓	22,416
50	鳩山町		25.71	14,025	↓	14,563	↓	17,212
51	ときがわ町		56.77	11,147	↓	11,750	↓	14,113
52	横瀬町		49.35	8,288	↓	8,699	↓	9,901
53	皆野町		63.61	9,884	↓	10,412	↓	12,285
54	長瀞町		30.40	7,152	↓	7,555	↓	8,615
55	小鹿野町		171.45	11,703	↓	12,622	↓	15,215
56	東秩父村		37.17	2,809	↓	3,100	↓	4,119
57	美里町		33.48	11,014	↓	11,497	↓	12,224
58	神川町		47.42	13,567	↓	14,094	↓	15,047
59	上里町		29.21	30,315	↓	30,723	↑	29,808
60	寄居町		64.17	33,444	↓	34,595	↓	37,832
61	宮代町		15.95	34,016	↓	33,501	↓	35,303
62	杉戸町		30.00	45,023	↓	45,894	↓	47,202
63	松伏町		16.22	29,681	↓	30,442	↑	29,032
	県内合計		3798.13	7,294,490		7,223,317	↑	6,927,894

日本経済新聞 2017 年 2 月 1 日

東京圏 11.8万人転入超

昨年 被災3県から流出加速

総務省が31日発表した住民基本台帳に基づく2016年の人口移動報告（外国人を除く）によると、東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）は、転入者が転出者を上回る「転入超過」が前年より1489人少ない11万7868人だった。東京圏への転入超過数は、景気の悪化や東日本大震災の影響などで11年まで減少したが、その後は再び増加傾向にあった。今回、転入超過数が減ったことについて、総務省は「就職や結婚などで移動する若者が少子高齢化で減少している」（統計局）と分析する。

名古屋圏（愛知県、岐阜県、三重県）と大阪圏（大阪府、兵庫県、京都府、奈良県）はともに4年連続で転出者が転入者を上回る転出超過だった。都道府県別でみると、転入超過は多い順に東京、千葉、埼玉、神奈川、愛知、福岡、大阪の7都府県。残る40道府県は転出超過で、最多は北海道。沖縄県は2年ぶりに転出超過に転じた。

東日本大震災の被災3県は流出が加速している。岩手、宮城、福島3県の転出超過は合計1万1992人と、前年より3599人増えた。転出超過数の増加幅が全国で最大だった福島県は、避難した人の帰還の動きが一服しつつあるとみられる。

都道府県をまたぐ移動は進学や就職、結婚を機に転居することの多い20代、次いで30代、40代が多い。平均所得が高く生活が便利な都市部への若者の流出は止まらない。

東京をはじめ中核都市の人口集中は都市の国際競争力を高め、効率的な経済活動を営むうえで有益との指摘がある。一方で地方から若者の流出が進めば、地方が自立した経済活動を維持できなくなる懸念も多い。ニッセイ基礎研究所の斎藤太郎経済調査室長は「地方自らが地域ならではの魅力を磨いて発信しなければ、若者の流出を止めるのは難しい」と語る。

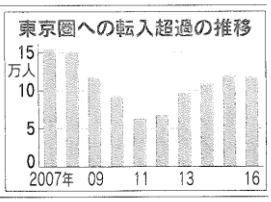

転入・転出の状況
（2016年、単位は人、▲は転出超）

東京都	74,177
千葉県	16,075
埼玉県	15,560
神奈川県	12,056
愛知県	6,265
福岡県	5,732
大阪府	1,794
沖縄県	▲272
宮城県	▲483
滋賀県	▲706
京都府	▲750
石川県	▲811
富山県	▲1,004
香川県	▲1,101
島根県	▲1,252
鳥取県	▲1,310
徳島県	▲1,748
福井県	▲1,820
岡山県	▲1,973
山梨県	▲2,011
広島県	▲2,136
高知県	▲2,265
佐賀県	▲2,300
大分県	▲2,608
長野県	▲2,680
群馬県	▲2,736
栃木県	▲2,988
三重県	▲3,597
奈良県	▲3,619
山形県	▲3,639
愛媛県	▲3,647
茨城県	▲3,709
山口県	▲3,801
岩手県	▲3,870
和歌山県	▲3,894
宮崎県	▲4,288
秋田県	▲4,398
鹿児島県	▲4,473
岐阜県	▲5,031
長崎県	▲5,573
福島県	▲5,839
新潟県	▲6,189
青森県	▲6,323
静岡県	▲6,390
兵庫県	▲6,760
熊本県	▲6,791
北海道	▲6,874

少子化の理由は、家族の在り方、結婚に対する考え方、結婚生活と労働の在り方、社会における将来に対する希望や不安の状況、子育て環境の在り方、教育費の高さ、男女の役割に対する考え方など様々な理由が考えられます。これを全て個人で解決はできない。そこで公の役割として考えられているのが、子育て支援としての保育所や学童保育の充実であり、子ども医療費の無償化ということになる。

総選挙で公約をした自民党は保育の 3 歳から 5 歳の無償化を検討中であり、高等教育に対する奨学金の充実も検討され始めている。これらは住民に身近な自治体で先行実施されてきたことを政府が後追いしなければならないところまで状況

が切迫していることを示しています。

藻谷浩介氏は『デフレの正体』の中で「経済は人口の波で動く」ことを明らかにしています。少子化は家計消費に直結し経済にも影響します。

結論を急ぐことはできませんが、バブル以降日本の資本は、人に対する投資をやめてその資本強化を図ってきた。このことがいわゆる中流階層を減少させ「下流社会」といわれるまでになってきた。

そこで顕在化してきたのが「格差と貧困」であり、いよいよこのままほっておけないところまで来ているといえます。

苦しくなっている家計と労働

私は、毎年「県民手帳」を購入しています。これが自治研に役に立っているのです。県や各市町村の簡単な統計なども載っています。この統計資料編の中から次のような資料を作成できます。

	2018 年手帳	2015 年手帳
就業人口	3,484,648 人	3,482,305 人
小学校数	８２０校	８２１校
小児童数	375,064 人	382,020 人
中学校数	４４６校	４５２校
中生徒数	193,238 人	196,384 人
幼稚園数	５７４園	６２６園
１世帯実収入	476,085 円	595,450 円
1 世帯実支出	367,258 円	440,732 円
エンゲル係数	２３．１％	２１．７％
1 世帯貯蓄額	12,544 千円	12,426 千円
1 世帯負債額	8,248 千円	8,400 千円

注：項目によって統計を取っている年が違うので、あくまで経年変化の傾向を見ることしかできません。

就業人口は増加しています。前頁の新聞記事にもある通り埼玉はまだ流入人口が多いということで説明できます。

小学校数、中学校数はわずかですが減っています。児童・生徒数も減少しています。過疎地域で学校統廃合が始まっていることが考えられます。幼稚園数が大きく減少しているのはやはり人口減少自治体で少子化が進んでいることの表れとみることができます。

家計が苦しくなっていることは、勤労者世帯での実収入、実支出の項で明らかです。そしてその厳しさはエンゲル係数が増加していることに典型的に表れています。

さらに、貯蓄が増加し負債が減っていることは良いことのようにも解釈できますが、この間の社会保障の状況（年金の減額、医療費・介護保険の負担増など）を考慮すると将来不安に対するささやかな抵抗という見方もできます。

労働運動と自治の力で

こうして数字で見てくると少子高齢化の実態と「格差と貧困」を具体化できます。ではどうしたらこのような困難に対処できるでしょうか。

まず、私たちは労働運動によってしっかりと個人としての時間と資金（賃金）を確保することが必要だと考えます。このように困難な時代だからこそ、賃上げ労働時間短縮による「人間らしい生活」の確保が重要です。

そして、個人や共助で補えない社会保障はしっかりと政治が考えなくてはなりません。少子化の原因は都市化と過疎化の両方にあります。（『埼玉自治研 45 号山下論文参照）当然対処方法は自治体ごとに違ったものになります。「総合戦略をコンサルタントに任せるのではなく、

自治体職員、議員、住民の共同制作をする」そういう構えが求められています。

『自治日報』3924号 2017・11・17より

自治

沖縄の海を守れ、自治を守れ

㈶自治総研所長
辻山幸宣

昨年12月に沖縄辺野古訴訟の最高裁判決で沖縄県側の主張が容れられず、上告が棄却されてからすでに1年近くの時間が経った。この間、沖縄県民はけっして平穏な日々を送っていたわけではない。少し振り返ってみよう。県側敗訴が決定して、翁長知事は埋め立て承認の取り消しを12月26日に自ら取り消した。その翌日政府は移設工事を再開した。だが、仲井真前知事が出していた岩礁破砕許可は2017年3月に期限切れとなる。海底の地形変更を伴う工事にはこの許可の更新が必要となる。沖縄防衛局はこの事態を避けるべく、名護漁協に42億円を支払って漁業権の放棄議決を実行させていた（14年5月及び17年1月）。これを根拠に国は3月末を過ぎても許可の更新申請をせずに工事を続行してきた。

2月に入って国は埋め立て工事の一環として海中へのブロック投下を開始したため、翁長知事は即時中止を求めたが容れられず工事は続行された。そしてそれは3月の期限が切れてからも続けられた。このため沖縄県は数次の行政指導を無視して無許可の岩礁破砕工事を行う国を相手取って17年7月24日、工事差し止めを求める訴訟を那覇地裁に起こした。併せて判決が出るまで工事を一時的に禁止する仮処分も申し立てた。その訴因は「知事の許可を得ずに岩礁破砕等行為がなされることが確実であるというような場合には、そのような義務違反行為を事前に防止するための予防的な義務履行請求も認められる」（訴状）として許可なき行為の差し止めを求めたのである。これに対して国は、今年1月までに名護漁協は補償金を得て漁業権を放棄した、「放棄」には知事の許可は不要であり、漁業権はすでに消滅していると反論している。一方、県は名護漁協は漁業権の一部を放棄しただけで、「漁場の変更」にあたるから知事の許可がない限り漁業権はのこる、したがって岩礁破砕行為には許可が必要だとしている。

10月10日第1回の口頭弁論に立った翁長知事はつぎのように陳述した。「地方公共団体が行うどのような分野の事務についても、法令の所管省庁という立場を使って国の都合のよい関与を行うことに繋がりかねず、国と地方公共団体を対等・協力の関係とした地方分権改革の趣旨にも大きく反するものであります。これは、沖縄県だけの問題にとどまらず、全ての地方公共団体の自主性と自立性が脅かされかねない重大な問題とも言えます」。

裁判途上にもかかわらず政府は辺野古埋め立て関連工事を次々と展開して、絶滅が危惧されるサンゴが危機に瀕している。沖縄防衛局の調査によれば、7月段階で絶滅危惧種のサンゴ計14群体が認識されていたが、8～9月の調査時点で13群体が死滅・消失しておりわずか1群体の生存が確認されただけであった。このサンゴの保護をめぐって国と沖縄県がはげしく争っており、工事停止の行政指導－工事強行という事態を生み県が工事差し止め訴訟を提起することとなった。

10月11日、東村高江の米軍北部訓練場近くで、米軍のCH53E大型輸送ヘリコプターが緊急着陸し炎上するという事故が起きた。13年前、沖縄国際大学に墜落したのと同型機である。近くに集落があり、周辺に小学校もあるところでの出来事で、県民の心を冷やした。どこまで沖縄への基地負担を強要するのか、日本全体の問題である。

わたしは、これまでにも数度にわたって本欄に沖縄辺野古をめぐる状況を報告してきた。その趣旨は「沖縄の自治」とは基地建設を許容するかしないかは沖縄の人々が決めることだ、だから本土の市民や自治体はこれを黙って見守ることだ、でいいのかなということだ。法の解釈・運用が国の所管官庁の思いのままにされ、地域にとっての重大な案件に地方からの声があげられない、あげても届かないといった状態は、決して地方分権改革が目指したものではない。全国知事会や市長会・町村会など自治体の連合機関こそこの事態に声をあげるときだと思う。「沖縄の海を守れ！」「この国の地方自治を守れ！」と。